

奈良県告示第四百九十四号

淀川水系芳野川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部河川課及び奈良県宇陀土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾